

一般競争入札の実施

次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

平成29年8月21日

奈良県電子自治体推進協議会会長 松井 正剛



第1 入札に付する調達の内容

1 入札物件

平成29年度奈良電子自治体共同運営システム施設予約会館追加業務委託

2 委託内容

奈良市、大和高田市、生駒市及び香芝市の4会館の施設情報を施設予約サービスに登録(電子化)を行う

3 契約期間

契約日から平成30年1月31日までの間
(詳細は落札後別途指示します)

4 履行場所

入札説明書及び仕様書による

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる1から3までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- 2 奈良県が定める物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)による競争入札参加有資格者で、営業種目Q2電算業務に登録をしている者。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に問い合わせてください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県会計局総務課調達契約係(県庁主棟1階)
電話 0742-27-8908(ダイヤルイン)

- 3 平成29年8月21日(月)～平成29年8月31(木)日午後4時までに入札説明書を受領し、次の(1)、(2)、(3)に掲げる書類を平成29年9月6日(水)午後4時までに(4)提出場所に提出(郵送不可)した者で、かつ(1)、(2)、(3)の承認を受けた者。必要書類を提出し、確認事項等がある場合は調整期日である平成29年9月7日(木)午後4時までに再提出してください。

(1) 適合規格承認申請書(様式1)

仕様書に基づく入札物件としての適否の承認を、適合規格承認申請書により受けなければなりません。

(2) 作業実施証明書(様式2)

上記3(1)で示す適合規格承認申請を行った役務について、確実にを行うことを証明する書類を提出してください。

(3) 契約履行実績証明書(様式3)

過去5年間に別紙仕様書と同等と認める契約を締結し、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書類として契約履行実績証明書を提出してください。履行実績の証明については、契約履行実績証明書及び契約書の写し(契約相手方による実績を証する書類でも可)の提出が必要です。

(4) 提出場所

〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県電子自治体推進協議会事務局（奈良県総務部情報システム課内）

第3 入札方法

- 1 落札決定に当たっては、入札書に記載された総額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（ただし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
- 3 代理人をもって入札する場合は、その委任状を入札と同時に提出してください。
- 4 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- 5 再度（2回目の）入札においても予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、2回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づく随意契約に準じた協議を行うことがあります。

第4 入開札の場所等

1 入札説明書交付場所

〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県電子自治体推進協議会事務局（奈良県総務部情報システム課内）
電話：（代表）0742-22-1101 内線2647
ダイヤルイン：0742-27-8446

2 入札説明書交付期間

公告日から平成29年8月31日（木）午後4時まで

3 入札説明会の日時及び場所

平成29年8月25日（金） 午前10時00分開始
〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県庁情報管理棟 1階 OALーム（大）会議室

4 入開札の日時及び場所

平成29年9月13日（水） 午前10時00分開始
〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県庁情報管理棟 1階 OALーム（大）会議室

5 郵便による入札

入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封書の表面に「平成29年度奈良電子自治体共同運営システム施設予約会館追加業務」と朱書きして、平成29年度9月12日（火）午後4時までに到着するようにしてください。

第5 補足

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2 入札保証金

免除します。

3 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）に準じて同規則第19条第1項ただし書の規定に該当する場合（下記ア又はイに該当する場合は、免除される場合があります。

- ア 保険会社との間に協議会を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者
- イ 過去2年間に国又は地方公共団体と協議会が同等と認める契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者。履行実績の証明については、契約履行実績証明書及び契約書の写し（契約相手方による契約実績を証する書類でも可）の提出が必要で
す。なお、遅滞なく契約締結を行えるよう、書類の準備をしておいてください。

第6 入札の無効

次に掲げる1から8までのいずれかに該当する入札は、無効とします。

- 1 この説明書に示した競争入札参加資格の無い者のした入札
- 2 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- 3 伝送をもって送付してきた入札
- 4 入札書に記名押印を欠く入札
- 5 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- 6 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- 7 入札に際して公正な入札の執行を妨害する行為があったと認められる入札
- 8 その他、入札に関する条件に違反した入札

第7 落札者の決定方法

- 1 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- 2 落札者となるべき同金額の入札者が2以上ある場合は、直ちに「くじ」で落札者を決定
します。

第8 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

第9 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合には契約を解除し、事業者を変更することがあります。
また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じます。

- 1 見積書など提出書類について虚偽の記載が明らかになったとき。
- 2 事業者に重大な瑕疵があるとき。
- 3 事業者に業務遂行の意思が認められないとき。
- 4 事業者に業務遂行能力がないと認められるとき。
- 5 事業者が次のいずれかに該当すると認められるとき。
 - (1) 役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、
その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及
び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団
員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」と
いう。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
 - (2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経
営に実質的に関与しているとき。
 - (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加え
る目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直
接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（1）から（5）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
 - (7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記（1）から（5）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（6）に該当する場合を除く。）において、協議会がその契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
 - (8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を協議会に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- 6 その他、契約を継続するに耐えない事情があるとき。

第10 手続における交渉の有無

有（入札説明書で示す適合規格承認申請の手続が必要です。）

第11 その他

詳細は、入札説明書に拠ります。